

組合員加入のご案内

大井川漁協
TEL 0547-37-3048

第5種共同漁業権免許を受ける漁業協同組合は、河川や湖沼の魚類資源と流域環境を守るため、環境や川、魚を愛する人を対象に組合加入を呼びかけています。

組合員のメリット

- 鮎、あまご釣が**一般遊漁料よりお得**にできます。（R6～あまご遊漁証が廃止）
- 店舗で遊漁証を購入する手間がありません。
- 紛失時に腕章の**再発行**ができます。（別途手数料がかかります。）
- 組合の活動を紹介した「組合員だより」を年1回お届けします。
- 追だも、投網の行使資格が得られます。（申込期間：7/1～8/15）
- 鮎エサ釣、追だも、投網、うなぎうげは別途許可証を組合でお求めください。
- 加入対象は次の市町に住所登録があり、免許証等のコピーが提出できる方です。

〔 榛原郡川根本町、島田市、藤枝市、焼津市、榛原郡吉田町
(注) 旧焼津市・旧岡部町の方は加入できません。 〕

初年度の鑑札配布時期

区分	申込締切	配布時期
あまご釣 うなぎ漁 鮎釣	4月末	5月下旬
加入年度に仮組合員証を発行します		

- 組合員証で鮎釣、あまご釣、うなぎ漁ができます。（あゆ餌釣を除く。）
- 2年以上の継続加入をお願いします。
- 5月以降は翌年度の加入受付です。

組合員証の配布と集金

(組合賦課金) ※自動継続

年額 3,000円

- 新加入はコンビニ払の登録になります。（自動継続です。）
- コンビニ用請求書は奇数年の4月始めにご自宅へ郵送します。（入金確認後、組合員証を郵送します）
- 新しい組合員証が届くまで、前年度の組合員証が使用可能です。（有効期限：R9.4.30まで）

✂ 郵送の場合は下の太枠内に連絡事項を記入し、加入申込書と一緒にに入れて下さい。 ✂

氏 名	TEL
通信欄 (○を する)	初年度会費の支払方法（窓口・銀行振込） 許可証の希望 ※別途行使料が必要です。 (鮎エサ・追だも・投網・うなぎうげ 本)

↓ 郵送ラベル（封筒に貼ってください） ↓

427-0043

島田市中溝4丁目2-5

大井川非出資漁業協同組合

※郵送料はご負担ください。